文部科学省

初等中等教育局主任教科書調査官　根岸　和義
定年退職
初等中等教育局児童生徒課長　磯谷　桂介
スポーツ・青少年局学校健康教育課長　松川　憲行
生涯学習政策局調査企画課長　弦本　英一
スポーツ・青少年局参事官　大木　宰子
辞職を承認する（各通）
国立大学法人東京農工大学長　小畑　秀文
国立大学法人富山大学長　西頭　徳三
国立大学法人岡山大学長　千葉　喬三
国立大学法人政策研究大学院大学長　八田　達夫
大学共同利用機関法人情報・システム研究機構長　堀田　凱樹
独立行政法人教員研修センター監事　田中　旭
任期満了退職（各通）
願により独立行政法人日本学生支援機構理事長を免ずる　梶山　千里
願により国立大学法人東京医科歯科大学監事を免ずる　小林　徹
願により国立大学法人岡山大学監事を免ずる　大畑　利幸
願により国立大学法人熊本大学監事を免ずる（以上三月三十一日）　髙橋　誠一
内閣府参事官（政策統括官（共生社会政策担当）付）　西澤　立志
生涯学習政策局調査企画課長に任命する　白間竜一郎
文化庁文化財部伝統文化課長
初等中等教育局児童生徒課長に任命する　池田　貴城
内閣事務官（内閣官房内閣参事官（内閣官房副長官補付））　内藤　敏也
高等教育局専門教育課長に任命する　森田　正信
研究振興局学術機関課長
高等教育局私学部私学助成課長に任命する　池田　貴城
研究振興局研究環境・産業連携課長
科学技術・学術政策局産業連携・地域支援課長に任命する　行松　泰弘
科学技術・学術政策局計画官に任命する　遠藤　俊郎
研究振興局基礎基盤研究課長　内丸　幸喜
研究振興局基礎研究振興課長に任命する　澤川　和宏
研究振興局学術機関課長に任命する　柿田　恭良
研究振興局基盤研究課長に任命する　山口　敏
スポーツ・青少年局企画・体育課長
スポーツ・青少年局スポーツ・青少年企画課長に任命する　平下　文康
下関市教育委員会教育長　嶋倉　剛
スポーツ・青少年局スポーツ振興課長に任命する　長登　健
独立行政法人国立青少年教育振興機構総務企画部長
スポーツ・青少年局学校健康教育課長に任命する　高橋　直
スポーツ・青少年局企画・体育課企画官　田中　大士
スポーツ・青少年局参事官に任命する　浅原　利正
初等中等教育局教科書調査官
同　岩政　輝男
初等中等教育局主任教科書調査官に任命する（各通）　森田　潔
独立行政法人物質・材料研究機構理事長に任命する（再任）　白石　隆
独立行政法人防災科学技術研究所理事長に任命する（再任）　高畑　尚之
独立行政法人放射線医学総合研究所理事長に任命する（再任）　北川源四郎
独立行政法人北海道大学長に任命する（再任）　岸本　直樹
国立大学法人秋田大学長に任命する（再任）　大和　智
国立大学法人千葉大学長に任命する（再任）　大山　喬史
国立大学法人東京医科歯科大学長に任命する（再任）　亀山　郁夫
国立大学法人東京外国語大学長に任命する（再任）　松永　是
国立大学法人東京農工大学理事・副学長
国立大学法人東京農工大学長に任命する　吉川　昌宏
国立大学法人富山大学教授・附属病院長　菅原　勝彦
国立大学法人富山大学長に任命する
国立大学法人岡山大学理事・病院長　森田　潔
国立大学法人岡山大学長に任命する　浅原　利正
国立大学法人広島大学長に任命する（再任）　岩政　輝男
国立大学法人琉球大学長に任命する（再任）　白石　隆
国立大学法人政策研究大学院大学長に任命する　高畑　尚之
国立大学法人総合研究大学院大学長に任命する（再任）　北川源四郎
大学共同利用機関法人情報・システム研究機構理事・統計数理研究所長　岸本　直樹
大学共同利用機関法人情報・システム研究機構長に任命する　大和　智
独立行政法人物質・材料研究機構監事に任命する（再任）　大山　喬史
独立行政法人防災科学技術研究所監事に任命する　森脇　寛
独立行政法人放射線医学総合研究所監事に任命する　加藤　孝男
独立行政法人放射線医学総合研究所監事に任命する（再任）　大﨑　猛
国立大学法人東京医科歯科大学監事に任命する　吉川　昌宏
国立大学法人岡山大学監事に任命する　菅原　勝彦
国立大学法人熊本大学監事に任命する（以上四月一日）

文化庁

文化財部文化財鑑査官　松村　惠司
定年退職（三月三十一日）
文化財部参事官　大和　智
文化財部文化財鑑査官に任命する　佐藤　透
文化部宗務課長
長官官房国際課長に任命する　佐藤　安紀
山梨県教育委員会教育次長
文化部宗務課長に任命する　湊屋　治夫
独立行政法人日本学術振興会総務部長
文化財部伝統文化課長に任命する　村田　健一
文化財部参事官付主任文化財調査官（修理企画部門）
文化財部参事官に任命する　大路　正浩
長官官房国際課長
文化財部伝統文化課長　白間竜一郎
文部科学省に出向させる（各通）（以上四月一日）

海上保安庁

（第二管区海上保安本部次長）
海上保安官　長澤　安純
海上保安学校長に昇任させる
（警備救難部救難課長）同　大久保安広
第二管区海上保安本部次長に転任させる
一等海上保安監を命ずる
（警備救難部付）同　平田　友一
警備救難部救難課長に昇任させる（以上四月十日）

官庁報告

官庁事項

瀬戸内海広域漁業調整委員会指示第十七号

漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第六十八条第一項の規定に基づき、瀬戸内海におけるさわらを対象とした漁業について、次のとおり指示する。

平成二十三年三月十日　　瀬戸内海広域漁業調整委員会会長　前田　健二

1　定義

この指示において「瀬戸内海」とは、漁業法施行令（昭和二十五年政令第三十号）第二十七条において定められた水域をいう。なお、瀬戸内海におけるさわらを対象とした漁業の水域区分は次表下欄のとおりとする。